

**『2024年版 貸不動産経営管理士 合格のトリセツ テキスト&一問一答』  
をご利用の皆様へ 訂正情報のご案内**

この度は、『2024年版 貸不動産経営管理士 合格のトリセツ テキスト&一問一答』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、当該書籍の記載に誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

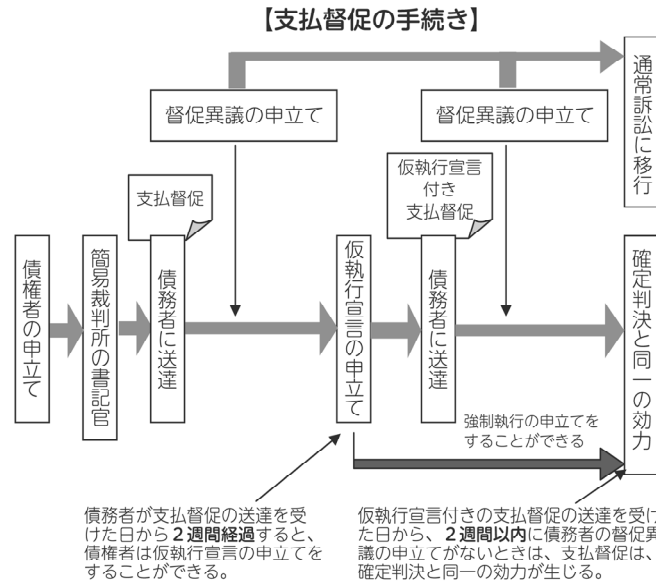
**【2024年版 貸不動産経営管理士 合格のトリセツ テキスト&一問一答】**

	訂正前	訂正後
p269 【支払督促の手続き】 の図	本訂正表 p2 の <u>訂正前</u> のとおり	本訂正表 p2 の <u>訂正後</u> のとおり (図の右下の「強制執行の申立てをすることができる」の矢印の始点を変更)
p126 「3 監督処分と罰則」 内の表 上から 2 行目	本訂正表 p3 の <u>訂正前</u> のとおり	本訂正表 p3 の <u>訂正後</u> のとおり (監督処分の有無を修正)
p300 「6 贈与税」 ②「相続時精算課税」	2,500 万円までの贈与額が非課税で、 2,500 万円を超えた部分について 20% が課税されます (相続時に贈与財産と 相続財産を…	2,500 万円までの贈与額が非課税で、 2,500 万円を超えた部分について 20% が課税されます ( <u>2024 年 1 月 1 日以後 の贈与からは別途 110 万円の基礎控除 が認められます。</u> ) (相続時に贈与財産 と相続財産を…

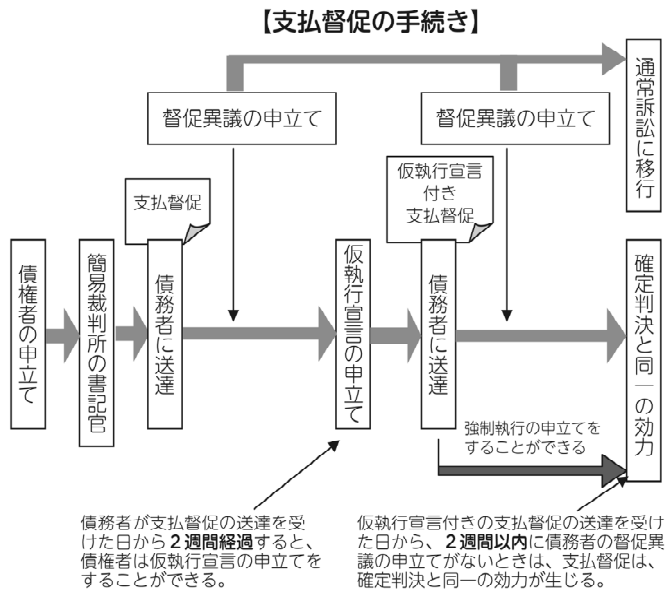
また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC 貸不動産経営管理士ホームページ (アドレス <https://www.lec-jp.com/chintai/>) にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いたします。

令和 6 年 11 月  
LEC 東京リーガルマインド  
貸不動産経営管理士事業本部

訂正前



訂正後



**訂正前**

	監督処分	罰則
未登録で管理業を営む 不正手段で登録	—	○

**訂正後**

	監督処分	罰則
未登録で管理業を営む 不正手段で登録	<u>不正手段で登録のみ○</u>	○